

<工事請負契約約款>

第1条 工事の施工及び完成義務

受注者は、この約款に定めるもののほか、表記の仕様書・図面等（以下「仕様書等」という）及びその他約定した条件に基づいて工事を完成し、これを発注者に引渡さなければならない。

第2条 一括委任と一括請負

- (1) 受注者は、予め発注者の承認を得なければ工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 発注者は、前項の規定に基づく第三者が工事の施工につき著しく不相当であると認める場合は、受注者に対して、その変更を求めることができ、受注者は、速やかに別の業者を指定しなければならない。

第3条 工事内容及び内容変更

- (1) 工事内容は、仕様書等によるものとする。但し、工事内容に増減並びに工期の伸縮等の変更の必要が生じた場合は、両者協議し、変更に合意した場合は速やかに変更内容を文書により取り交わす。
- (2) 発注者は、やむを得ない事由がある場合は、工事の全部又は一部の一時中止を求めることができる。
- (3) 第1項の但し書もしくは前項に該当する場合、又は予期することのできない法令の制定・改廃もしくは経済事情の激変などによって請負代金が明らかに適当でないとき認められる場合は、両者協議の上、請負代金（表記の金額を指す）を変更することができ、その算定方法は、工事の減少部分については最終見積書等を、増加部分については時価を参考にする。
- (4) 第1項の但し書又は第2項に該当する場合で、発注者が受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は発注者に対してその補償を求めることができる。

第4条 完成・検査

- (1) 受注者は、表記の納期までに工事を完成させ、発注者に検査を求めるものとする。発注者は、速やかにこれに応じ、受注者の立会いのもとに検査を行う。
- (2) 前項の検査に合格したときは、受注者は、引渡日（表記の検収予定日を指す）までに工事目的物を発注者に引渡す。また、不合格の場合は、受注者は、遅滞なくこれを修補又は改造して発注者の再検査を受けなければならない。

第5条 請負代金の支払い

- (1) この約款に基づく請負代金の支払方法及び支払時期については、表記の支払条件のとおりとする。
- (2) 前項の支払いで、発注者に受注者の支払いに係わる立替金がある場合には、前金払以外の支払いと相殺することができるものとする。

第6条 工食用材料の支給及び工食用機材の貸与

- (1) 発注者から受注者に支給する工食用材料及び貸与機材（以下あわせて「支給材料」という）がある場合は、その内容を仕様書等に定めるものとし、受注者は、支給材料を受取った後、速やかに発注者に対し受取書又は借用書を出し、善良な管理者の注意をもって保管の責を負う。
- (2) 受注者は、不要となった支給材料を速やかに発注者の指示する場所に返却する。

第7条 発注者の解除権

- (1) 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに、書面による通知でこの工事請負契約（以下「本契約」という）を解除することができる。
 - ① 正当な理由なく、表記の着工日を過ぎても工事に着手しないとき。

- ②納期までに又は納期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - ③その他、本契約に違反し、その違反によって目的を達することができないと認められるとき。
 - ④建設業の許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - ⑤受注者、その役員、経営に実質的に関与する使用人・顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はその関係者その他の反社会的勢力であったとき又はあるとき。
 - ⑥自ら又は第三者を利用して、発注者もしくは発注者の関係会社又は発注者もしくは発注者の関係会社の役員・使用人等に対し、暴力、脅迫、詐術その他の違法又は不当な手段を用いて要求行為を行ったとき。
- (2) 受注者は、前項の各号の一に該当する事由により、発注者に損害が発生したときは、その損害のすべてにつき責任を負う。
- (3) 第1項⑤又は⑥に基づく解除により受注者が損害を被ったとしても、発注者は一切責任を負わない。

第8条 解除に伴う措置

- (1) 前条の定めに従い、本契約が解除されたときは、出来高に応じた額を清算するものとする。
- (2) 受注者は、未使用の支給材料を発注者に返還し、受注者が引き取る物件について、協議のうえ定めた期間内にその引取・後片付けなどの処置を行う。
- (3) 前項の処置が遅れているとき、又は催告しても正当な理由なくなお行われなときは、注文者は、受注者に代わってこれを行い、その費用を受注者に請求することができる。

第9条 契約不適合責任

- (1) 工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）である場合、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて工事目的物の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 前項の規定による工事目的物の修補又は損害賠償を請求することができる期間は、第4条（完成・検査）の規定による引渡を受けた日から1年間（仕様書等に保証期間を定める場合はその期間）とする。但し、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失によって生じた場合で、かつ契約不適合が当該引渡しの日から10年以内に生じたものである場合は、当該保証期間経過後であっても、発注者は、受注者に対して、前項の請求をすることができる。

第10条 損害

- (1) 工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事中材料・建築設備器具、支給材料、その他施工一般について生じた損害は受注者の負担とする。但し、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- (2) 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を負担する。但し、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。
- (3) 天災その他不可抗力によって、工事目的物の引渡し前に工事の出来高部分、現場の工事仮設物、工事中材料・建築設備器具、支給材料に生じた損害は、受注者の負担とする。但し、この場合、受注者は発注者に対して必要と認められる工期の延長を請求することができ、その延長日数は発注者及び受注者で協議して決定する。

第11条 履行遅滞における損害金

- (1) 受注者が引渡しまでに工事目的物の引渡しができないで遅滞にあるときは、発注者は、遅滞日数1日につき、請負代金額から工事の出来高部分と検査済みの工事材料・建築設

備の機器に対する請負代金相当額を控除した額の1/1000に相当する額の損害金を請求することができる。但し、当該遅滞の原因が発注者にある場合は、この限りでない。

- (2) 発注者が、支払期限までに請負代金の支払を行わないときは、受注者は、遅滞日数1日につき支払遅滞額の1/1000に相当する額の損害金を請求することができる。但し、当該遅滞の原因が受注者にある場合は、この限りでない。

第12条 紛争の解決

- (1) 本契約の履行に関して当事者間に紛争が生じたときは、発注者又は受注者は、当事者の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会にあつせん、調停又は仲裁を申請し、それにより解決を図るものとする。
- (2) 前項の定めは、発注者又は受注者が、前項の手続を経ることなく、直接、裁判所に調停の申し立てをし、又は訴訟を提起することは妨げないものとする。

第13条 補足

この約款に定めなき事項については、必要に応じて両者協議して定める。

***記載なき又は特記なき項目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款による。**

以上

2021年11月24日制定